（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	**別表第一**（第三条及び第四条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）　第十条の十一第四項、第十三条の二十九第四項及び第二十六条第三項	宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）　第十条の十一第四項及び第二十六条第三項
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第四（第十条及び第十一条関係）	**別表第四**（第十条及び第十一条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
旅客自動車運送事業運輸規則　第七条の二第一項	旅客自動車運送事業運輸規則　第七条の二第一項
宅地建物取引業法施行規則　第十三条の二十一第十三号	
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年十月一日（次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に第一条の規定による改正前の宅地建物取引業法施行規則（以下この条及び附則第四条において「旧規則」という。）第十条の五第六号の規定により証明書を交付された登録講習修了者に係る宅地建物取引業法（以下「法」という。）第十七条の十五に規定する帳簿及び旧規則第十条の十二第二項に規定する修了者一覧表の記載事項については、第一条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）第十条の十一第一項第五号及び第十条の十二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に法第十六条第三項の登録を受けている者は、施行日前においても、法第十七条の九第一項の規定により新規則第十条の七第十号に掲げる事項についての変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、施行日に行われたものとみなす。

第四条　旧規則別記様式第七号の二の二による交付申請書は、新規則別記様式第七号の二の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。